連合山形寄付講座 「労働と生活」

「共済活動 たすけあいの現状と課題」

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり

全労済山形推進本部　本部長　熊澤　年啓
（山形県勤労者共済生活協同組合）

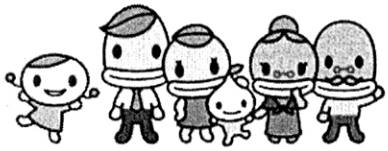

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

目次

1. 全労済の生い立ち
2. 全労済とは
3. 生協法の概要
4. 共済と保険
5. 全労済の概要
6. 防災と減災と全労済

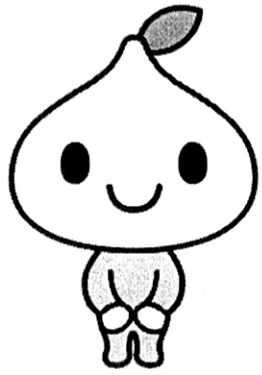

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

1.全労済の生い立ち（全国）

労働者のたすけあいから生まれた全労済

(1)日本協同組合同盟の設立（1945年）

戦後、労働組合や政党の活動が、自由に行えるようになった。協同組合においても、1945年11月に戦前の協同組合運動の指導者がイデオロギーを超えて大同団結し、「日本協同組合同盟」を結成され、賀川豊彦氏が会長になった。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(2) 大阪労済創立（1954年11月25日）

大阪労済の生まれた理由

① 火災時のカンパ活動や会社内見舞金制度が低額。
② 当時、住宅保障は高い料率設定で労働者を中心に無保障状態。
③ 労働組合の団結意識の強化と労働者共通の「共済制度」づくり。

適正な保障、手頃な掛金、働く仲間たちの連帯強化

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(3)「労済連」の発足(1957年9月29日)

①1958年5月　<u>労済連が生協法人取得</u>

②全国に労済のネットワーク広がる

※ 1番目は大阪、2番目は新潟 ～ 46番目が埼玉(1964年)で完了。

47番目は沖縄労済。

(4)「全労済」創立、全国統合へ(1976年6月30日)

① 運動方針の一本化
② 共済制度の一本化
③ 損益会計の一本化
④ 機関・事務局運営の一本化
全国組織統合の構想と展望を明確にした。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

全労済の生い立ち(山形県)

(1)山形労済の創設

1956年8月10日　山形県勤労者火災共済生協設立準備委員会発足
1957年6月4日　創立総会開催
(場所 山形市木の実町 県労働会館講堂)
活動方針：火災共済2万口
加入者(出資者数)1万人を目標
1957年7月1日　労働会館の一室に事務所を構え火災共済事業開始
法人認可の申請も行う
→1960年3月1日資格取得

(2)田川炭鉱住宅大火(当時西田川郡温海町・現在の鶴岡市)

1959年1月18日　罹災組合員23名
創立まもない山形労済が直面した最大の試練

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

全労済の生い立ち（山形県）

（3）総合（慶弔）共済事業の実施（1962年4月1日事業開始）
（4）団体生命共済事業の発足（1965年10月1日事業開始）
（5）地区推進組織の確立（1967年）

結成準備会の各地区協力会が基盤となり、地区協力会が発足。まとめ役として県単産労済協力会が設立される。

（6）酒田大火の発生（1976年10月29日）

- **罹災組合員267名（全焼213名）**
- **給付総額　4億2,400万円**

全労済本部および全国の労済から5,100万円の救援金が送られ、山形労済の欠損金は半減することができた。
～2016年10月29日に発災から40年を迎えた～

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

2.全労済とは・・・

【豆知識】　全労済のマークについて

全労済マークは火災の“炎”をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。

また、円は「支援」と「団結」を意味すると同時に内側から外側に向かって伸びていることから「発展」する姿がこめられています。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

全労済の正式名称は

「全国労働者共済生活協同組合連合会」

「消費生活協同組合法」に基づき
「厚生労働省」の認可を受けて設立された
共済事業を行う「協同組合」です。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

「協同組合」＝生活をより良くしたいと願う人びとが、自主的に
集まって事業を行い、その事業の利用を中心に
しながら、みんなで活動を進めていく
営利を目的としない 組織です。

分野	法律（所管省庁）	協同組合
農業	農業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	農業協同組合　等
漁業	水産業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	漁業協同組合　等
林業	森林組合法にもとづく事業（農林水産省）	森林組合
消費	**消費生活協同組合法にもとづく事業（厚生労働省）**	**購買生協、共済生協、大学生協　等**
商工	中小企業等協同組合法にもとづく事業 （金融庁、経済産業省、国土交通省　等）	火災共済協同組合、 事業協同組合　等

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

「 共 済 」＝万一の出来事（病気や交通事故、火災、自然災害など）に備えて、協同組合の組合員が、お互いに助け合うしくみです。

「共済事業」＝共済活動を保険のしくみを使って確立した保障事業です。

組合員があらかじめ一定の金額（掛金）を拠出して、共同の財産を準備し、死亡や災害等の不測の事故が生じた場合、共済金を支払います。つまり、

組合員の誰かが困ったときに、
他の組合員全体で助け合うしくみです。

さらに、共済事業の概念は、

組合員がより豊かな生活を送るための
総合的な生活保障へと拡大しています。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

全労済がめざす保障の考え方

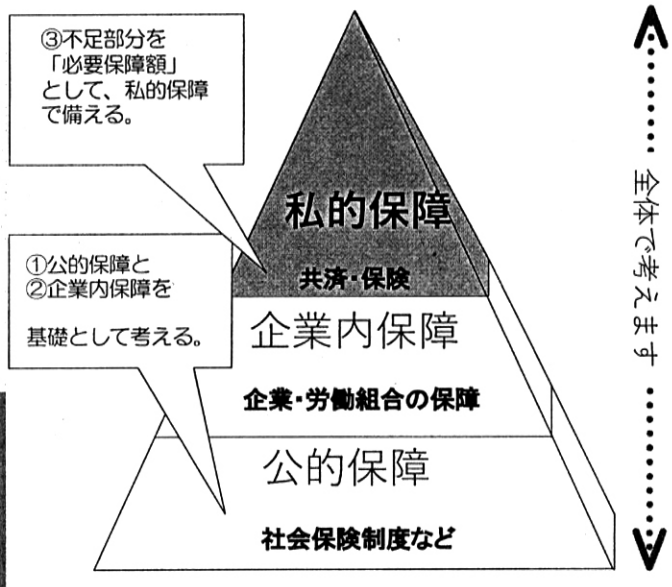

私たちは生活していくうえで
さまざまなリスクがあります。

このリスクへ備えるのが保障制度です。

保障を考えるうえで重要なことは、

① 社会保障などの「公的保障」
② 勤務先や労働組合などからの「企業・団体内保障」のしくみや保障内容を知り
③ それでも足りない部分を「必要保障額」として「私的保障（共済や保険など）」
で備えることです。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

全労済は以上の考えにもとづき、

ご自分のライフスタイルに合わせた
ライフプランを実現するためのお手伝い

として

保障の充実と家計支出の軽減、
無理なく準備できる本当に必要な保障を
組合員の皆さまと考えることをめざしてしています。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

総合的な暮らしの保障制度

全労済は、6つの分野で、組合員の皆さまの暮らしの保障の生協として総合的に支えています。

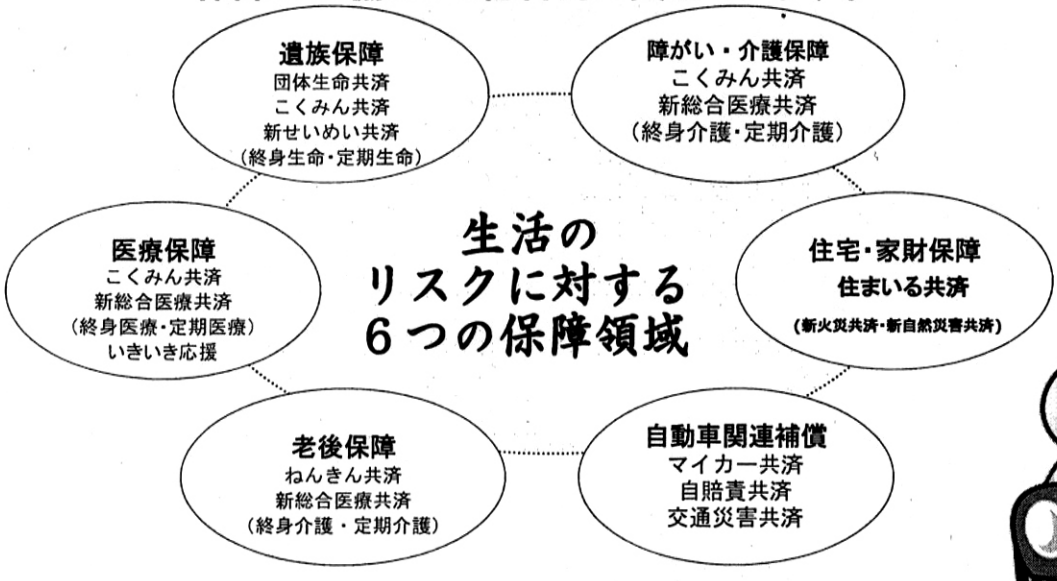

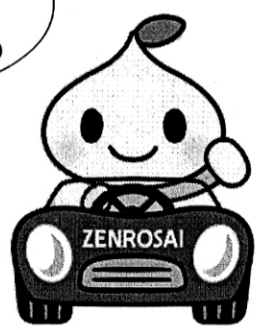

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

3.生協法の概要

(1)共済事業:根拠法　(略称:生協法1948年制定)

消費生活協同組合法

全労済・生協法による法人格の取得

◎厚生大臣認可<法人化>(1958年5月・連合会)

2008年4月1日　新生協法施行

※1948年の法制定以来、60年ぶりに抜本的に改正

(2)生協法の管轄:監督官庁

厚生労働省

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(3)新生協法のポイント(2008年4月1日施行)

各種の事業を実施する生協に対して・・・

○生協内部の組織・運営機能の強化

○生協外部の者による監視機能の強化

共済事業を実施する生協に対して・・・

○契約者保護と経営の健全性確保

○組合員ニーズに応える円滑な事業実施

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(4)生協法の根幹

新生協法においても変更されていない生協の根幹をなす条文

第1条:「目的」

第2条:「組合員基準(生協が備えていなければならない基準)」

第9条:「最大奉仕の原則」

第1章　総則

[目　的]

第1条　この法律は、国民の自発的な生活協同組合の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

[組合員基準]

第2条　消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1)一定の地域又は職域による人と人との結合であること。
(2)組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。
(3)組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
(4)組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
(5)組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。
(6)組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること。

2　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

第2章　事業

[最大奉仕の原則]

第９条

組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員（以下、組合員と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

「非営利の原則」という条文

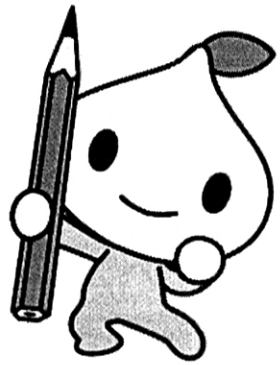

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

理念　組合員の皆さんと共有すべき全労済の変わらぬ価値観

みんなでたすけあい、

豊かで安心できる社会づくり

信条　理念実現に向けた全労済役職員の行動規範

組合員の全労済

正直な全労済

努力の全労済

2007年9月27日　創立50周年を機に制定

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

4.共済と保険

(1)共済と保険のしくみ

共済も保険も、リスクに対する経済的保障(補償)を行うものという意味では全く同じです。

①リスクの発生率と損害程度に応じたコストを、共済掛金又は保険料というかたちで加入者が負担し合う。

②共済掛金または保険料からリスクに遭遇した人に共済金または保険金が支払われる。

という基本的しくみは共通。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(2)共済と保険のあり方の違い

	共済	保険
事業展開のあり方	特定の地域や職域でつながる組合員という限定された方を対象に共済を提供	不特定多数の方々を対象に保障を提供
加入時の心得	生活協同組合のもつ社会的文化的な存在価値・アイデンティティに賛同し、受け入れ、保障という経済的欲求を満たす	保障という経済的欲求が存在するときのみ、加入者と保険会社との関係が発生する
資金の運用	公社債中心	大企業株式取得、貸付金など
担当官庁	厚生労働省	金融庁
法	生協法・保険業法	保険業法

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

（3）共済と保険の用語の違い

共済と保険とは、法的に別体系のものですので、その事業で用いられる基本用語も異なっています。

共済	保険	用語の意味
生命共済	生命保険	遺族保障、医療保障、年金などの共済（保険）
火災共済	火災保険	住宅火災などの災害による損害を保障する共済（保険）
自動車共済	自動車保険	自動車事故による損害を保障する共済（保険）
共済掛金	保険料	契約者が負担する金額
共済金	保険金	受取人に支払われる金額
被共済者	被保険者	契約の保障対象となる人
割り戻し金	配当金	剰余金から契約者に配分される金額
共済（普及）推進	保険営業	加入者を増やすための活動

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

5. 全労済の概要

- 名称　**全国労働者共済生活協同組合連合会**
- 設立　**1957年9月29日**

＜2016年度決算報告＞

- 保有契約件数　**3,217** 万件
- 契約高　**760** 兆円
- 総資産　**37,187** 億円
- 受入共済掛金　**5,861** 億円

おかげさまで全労済は
60周年を迎えました

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

◎組合員への割り戻し金について

割り戻し金とは、決算の結果剰余が生じた場合に、ご契約者の皆さまにお戻しするものです。ご加入の共済やタイプ、契約期間などによって割り戻し金の有無や割戻率は異なります。

割戻準備金（全共済合計）

・2014年度	375	億円
・2015年度	385	億円
・2016年度	366	億円

こくみん共済 割り戻し金（2016年度）

総合タイプ

掛金 1,800円/月 割り戻し金 300円/月
割り戻し率 約16.6%

医療安心タイプ

掛金 2,300円/月 割り戻し金 500円/月
割り戻し率 約21.7%

ギリスタイプ

掛金 900円/月 割り戻し金 140円/月
割り戻し率 約15.5%

組合員（契約者）への割り戻し金は、今後も将来のリスクに備えた内部留保とのバランスをはかりながら、安定した還元をめざします。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

6. 防災と減災と全労済

（1）阪神淡路大震災

1995年1月17日(火)早朝5時46分52秒

阪神・淡路大震災発生

- **震源地：兵庫県南部**
- **震源の深さ：16km**
- **マグニチュード：7.3**
- **死　者：6,434人**
- **負傷者：43,792人**
- **家屋倒損壊：256,312棟**

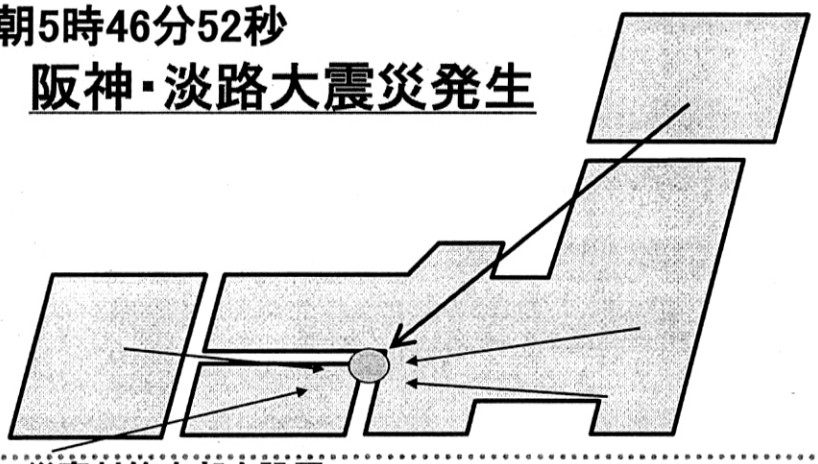

【出典：国土交通省気象庁HP】

全労済は地震発生後、ただちに災害対策本部を設置。

全国の職員が支援要員として動員され、罹災者宅1軒1軒を訪問し、お見舞いと調査にあたりました（全国の職員のべ5,000名以上を動員）。

共済金と見舞金の支払総額　約185億円

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(2)「被災者生活再建支援法」の成立

◎ たとえ一人一人の力は小さくても、
大勢で助け合えば大きな力となる。

◎ たとえどんな困難に直面しても、
働く仲間が信頼し連帯すれば必ず克服できる。

⇩

「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民運動」として
「国民会議」発足。(1995年1月～1996年7月)

⇩

2,500万人の署名達成

4団体を中心に活動
・全労済グループ
・日本生活協同組合連合会
・連合
・兵庫県

⇩

1998年5月15日　通常国会で法案が可決成立。
「被災者生活再建支援法」として 1998年11月より施行。

自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた人に対して、都道府県が被災者再建し遠近を支給するための措置を定めた法律。
被害の度合いや住宅の再建方法に応じて、被災世帯に1世帯あたり最大300万円支給される。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(3)東日本大震災

◆共済金お支払い金額　1,277億円(2017年7月末)

2011年3月11日(金)14時46分　三陸沖で発生
・震源の深さ:24km
・マグニチュード:9.0
・死　者:15,894人(2017年12月8日現在、警察庁発表)

【出典:国土交通省気象庁HP】

(4)平成28年熊本地震

◆共済金お支払い金額　139億円(2017年7月末)

前震:2016年4月14日(木)21時26分　熊本県と大分県で発生
本震:2016年4月16日(土)1時25分
・震源の深さ:前震11km　本震12km
・マグニチュード:前震6.5　本震7.3

【出典:総務省消防庁HP】

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(5)被災地を支援する取り組み

2016年度の取り組み

①東日本大震災

●子供たちに絵本を贈る活動

全労済グループ役職員の各家庭で寝ている絵本を集め、被災地の子供に送る活動。1,214冊贈呈。

②平成28年熊本地震

●花いっぱい活動

2017年3月～4月に熊本県内7団地の仮説住宅で被災者の方々と花壇を作り、花を植える活動

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

(6)全労済の社会貢献活動

『防災・減災』『環境保全』『子どもの健全育成』を重点分野と位置づけ、さまざまな社会活動に取り組んでいます。

防災・減災活動

- 子育て応援団すこやか
- ぼうさいカフェ
- 全労済のよみきかせ会
  (じしんがきたらぼうさいえほん<ぼうさい>)

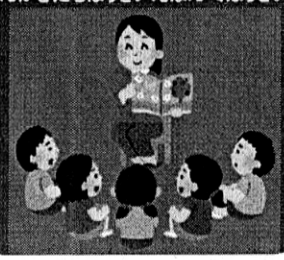

環境保全活動

- 地域貢献助成事業
- 竹林再生プロジェクト(福島県)
- かわらばん(宮城県)
- 山形県防災士会(山形県)

健全育成活動

- U-12サッカーリーグへの特別協賛
- 文化フェスティバル
- 子育てイベントへの出展

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

ご清聴 誠にありがとうございました。

本講座についてのお問い合わせがございましたら、
お気軽に下記にご連絡ください。

全労済山形推進本部（山形県勤労者共済生活協同組合）

TEL:023-646-4666（代表）

〒990-0827　山形市城南町1-18-22

http://www.zenrosai.coop/

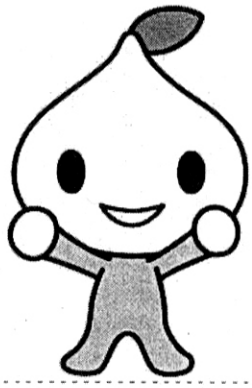

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。